

令和7年9月11日

件名 高崎市と群馬県警察が児童虐待対応における合同訓練を実施します

本市と群馬県警察は、10月1日の本市児童相談所開所を前に、9月1日付で「児童虐待対応における連携強化に関する協定」を締結し、これまで以上に情報の共有を図り、児童虐待の早期発見、被害の拡大防止につなげることにいたしました。今回、連携強化の取り組みの一環として、現場対応を想定した訓練を合同で実施するものです。

本訓練は、毎年、群馬県が実施している「臨検・捜索」訓練とは異なり、「立入調査」に重点を置いた訓練となっております。

つきましては、当日の取材方、よろしくお願いいたします。

1 日 時 令和7年9月17日（水）午後3時00分から（60分程度）

2 場 所 群馬県警察学校 模擬家屋（前橋市元総社町80-5 電話027-251-2590）

3 内 容

（1）想定内容

- ①近隣住民から「近所の家から毎晩のように、こどもと思われる声で『やめて、叩かないで』と言った叫び声が聞こえる」との一報を受け、身体的虐待が疑われる事案として受理し、調査を開始。
- ②児童相談所内で緊急受理会議を開催し、対応を協議しつつ、警察と事案の共有。
- ③児童相談所職員が「家庭訪問」を実施。保護者の拒否によりこどもに面会できず。
- ④保護者に対し、必要な告知を行い、所内へ応援要請の上、「立入調査」に移行。
男性からの抵抗も想定されることから、警察に援助要請。
- ⑤保護者が立入調査に同意し、こどもの安全確認を実施。こどもの顔に痣を確認。
※拒否を続けた場合の法的手続きを説明
- ⑥一時保護を実施。

（2）役割

- ①児童相談所職員
 - ・保護者（母）を説得し、こどもの安全確認に努める。
 - ・こどもの安全確認を実施し、一時保護を行う。
- ②警察署職員
 - ・同居する男性の対応。
 - ・児童相談所職員の後方支援を行う。

【本件に関する問い合わせ】

福祉部こども救援センター

電話：027-345-5189